

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第八節 電産の争議

電産労組の運動は国鉄、全逋等とともに、戦後の日本に怒濤のように展開された労働組合運動のいはば波頭を形成していたものであるが、四八年を劃期として組合運動に大きな転換がもたらされ、なかんづく左派組合指導者をねらい打ちにした四九年春から夏にかけての行政整理(=人員整理)に対する反対闘争の過程に於て決定的に作用したいわゆる「組合民主化運動」を経て国鉄全逋等が著しくその在り方を異にしてしまった後に於ては、基軸産業部門の重要な一環を荷う電産労組の動きは世人の注目するところであった。いう迄もなく電産労組もまたかの「民主化運動」の洗礼をうけて既に四九年秋においては民同派が中央執行部の過半を占めていたのであるが、未だその傘下の下部機関に於ては統一派の力もぬき難いものがあり、その決定的な転化は五〇年八月末の人員整理(レッド・ページ)に於ける「民主化」の決算にまたなければならなかったのである(この間の消息については第二編第四章「レッド・ページ反対闘争」の項参照)。

五〇年度は電産労組によって、外圧による電気事業分断に対する反対運動が広く展開され、四九年一〇月以降賃金のベース・アップを要求しての「三月闘争」が激しく闘われ、又年来の問題たる職責給争議がともかくも妥結をみ、更に労働協約闘争が最終的に集約された年であった。

一、三月闘争——一〇月以降賃金要求(冬営手当を含む)——

電産労組は第四回中央執行委員会における決定に基き、一九四九年一〇月三十一日、同年の「四月一九月」賃金増額要求闘争に対する中労委調停案(六、〇〇〇円ベース)受諾を回答すると共に、冬営手当を含めて十月以降の賃金について次のような要求書を会社側に提出した。

一九四九年一〇月三十一日

日本電気産業労働組合

中央執行委員長 藤田 進

電気事業経営者会議

委員長 大西 英一 殿

要求書

日本産業の基幹たる電気産業の運営、並に復興に必要な最低生活を営むため一九四六年一二月協定のスライド原則に基き一〇月以降賃金を左記の通り要求致します。

記

一、賃金体系

地域給

基準労働賃金 生活保証給 家族給

本人給

技能給 能力給 基本給

勤続給

二、生活保証給

- (イ)本人給 一七才以下 最低 四、〇〇〇円(税込)
- (ロ)年令加給 一八才より四五才迄一才につき一〇〇円
- (ハ)家族給 配偶者 二、〇〇〇円
父母子供一人につき 一、五〇〇円
その他 一、一〇〇円

- (ニ)地域給 居住地を原則とし本人給家族給を対象とする。
但し本人分に限り勤務地居住地の何れか高率をとる。
なお、段階及率については追って協議決定する。

三、技能給

- (イ)能力給 最低五〇〇円、最高九、〇〇〇円これが査定については合理化する。
 - (ロ)勤続給 勤続一年につき五〇円 以上
- [冬営手当についての要求書略]

同年一月一、四、八日の団体交渉の末、一月一〇日会社側から拒否の回答がよせられた。そこで組合は翌一日中労委へ調停を申請、一六日中労委に於てこれの受理が決定された。併し「四月九月」賃金闘争の解決が、会社側の調停案拒否により一月一〇日迄引伸ばされたため、「一〇月以降賃金の調停委員会は遅れて漸く第一回は二月一〇日に開かれその後十四回に亘る委員会ののち一九五〇年二月七日左の如き調停案が提示された。

調停案

- 一、昭和二五年一月以降の賃金を次のように決める。
 - (一)基準内賃金の平均月額は八、五〇〇円(除冬営手当)とする。
 - 一、最低本人給二、一〇〇円を三、〇〇〇円とする。
 - 二、年令加給及び勤続給は現状のままとする。
 - 三、家族給については配偶者の分を、一、〇〇〇円とし、他は現状通りとする。
 - 四、基準外賃金については二〇%を目途として合理化を図ること。
 - 五、地域差については現行の特号地四五%を改めて三五%とし、これに応じて各号地を一〇%宛減じ四号地を無号地とする。

二、冬営手当については次のように決める。

- (一)冬営手当支給の地域は原則として現行通りとする。但し鳥取に至るまでの地域については実情を考慮して北陸地域に準じて支給する。

- (二)冬営手当は北海道を除き各一二%を増額する。

- (三)北海道については石炭手当を中心にして別途の考慮を加え一人当たり平均額を一、六〇〇円とする。略

(注)この調停案提示に至る第三回調停委員会の席上「賃金改訂実施要綱」なる会社案が提示されたが、それは、賃金構成を簡素化し、従来の生活補償給を解体して「能力給を基礎とし」「且つ可及的速かに職階給制度に移行する」従って又家族給等は縮少し、なお、基準外賃金はこれを合理化する、而してかかる賃金構成の合理化により「業績改善の実が上った場合は勤務成績に応じて別途に還元方法を考慮する」というにあった。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
